



問合せ先

市民生活課市民相談センター・
消費生活センター
(☎28-9110)

インターネットショッピングで購入した 商品はクーリング・オフ※できますか？

通信販売は、特定商取引法上のクーリング・オフ規程がないため、クーリング・オフはできません。ウェブサイト上に表示されている「返品可否と返品が可能な場合の条件(返品特約)」をよく確認しましょう。

また、返品できる場合でも、一般的に返品期限が設けられている場合がありますので、商品が手元に届いたらすぐに、注文した内容と同じ商品であるか、商品が壊れていないかなど、しっかりと確認しましょう。

※クーリング・オフ:契約の申込みや締結をした後でも、特定の取引に限り、一定の期間内であれば無条件で申込みの撤回や契約の解除ができる制度

市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター(ヨリネスしばた1階)では、「心配ごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間=土・日曜日、祝日・年末年始を除く9:00～16:00(受付は15:30まで)

司法書士による無料相談

要予約

相談は、1人30分まで、年度に1回限りです。

とき=11月6日☎13:30～16:30

ところ=消費生活センター(ヨリネスしばた1階)

予約先=同センター(☎28-9110)

※11月5日☎15:30までに予約してください